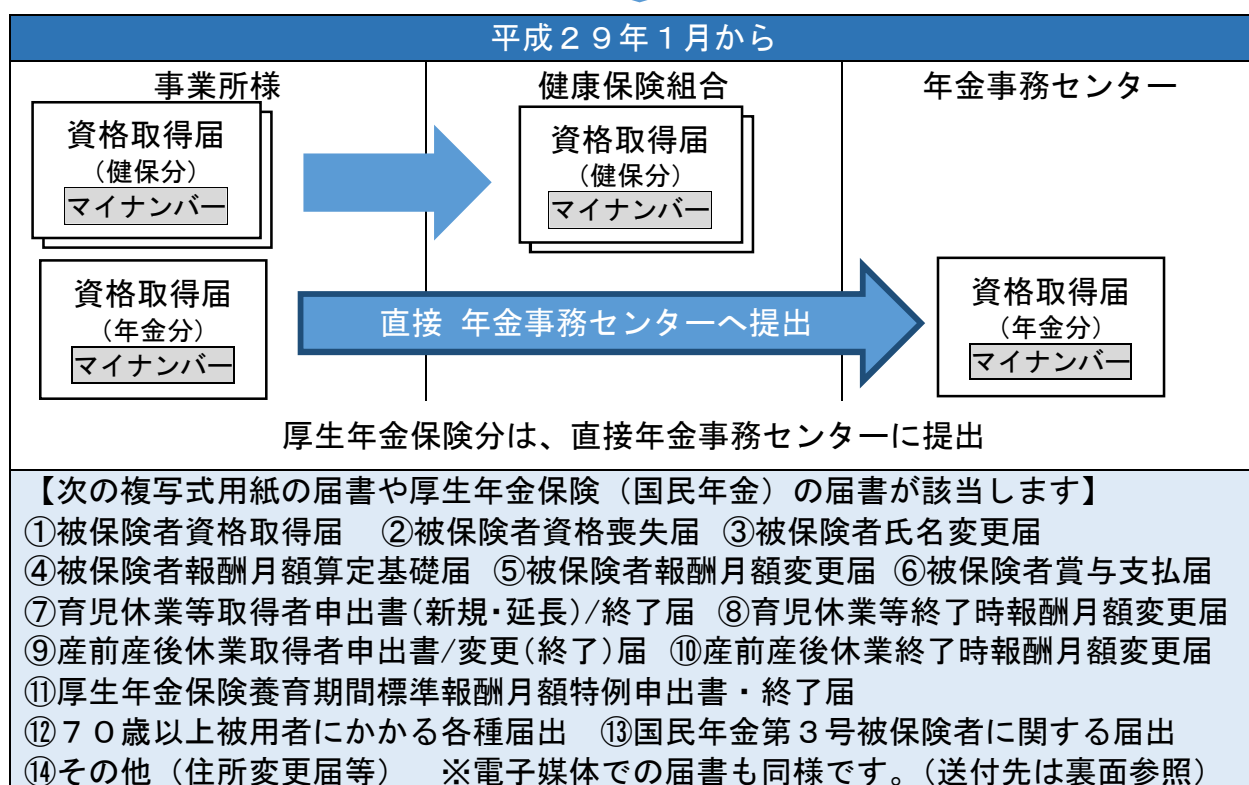
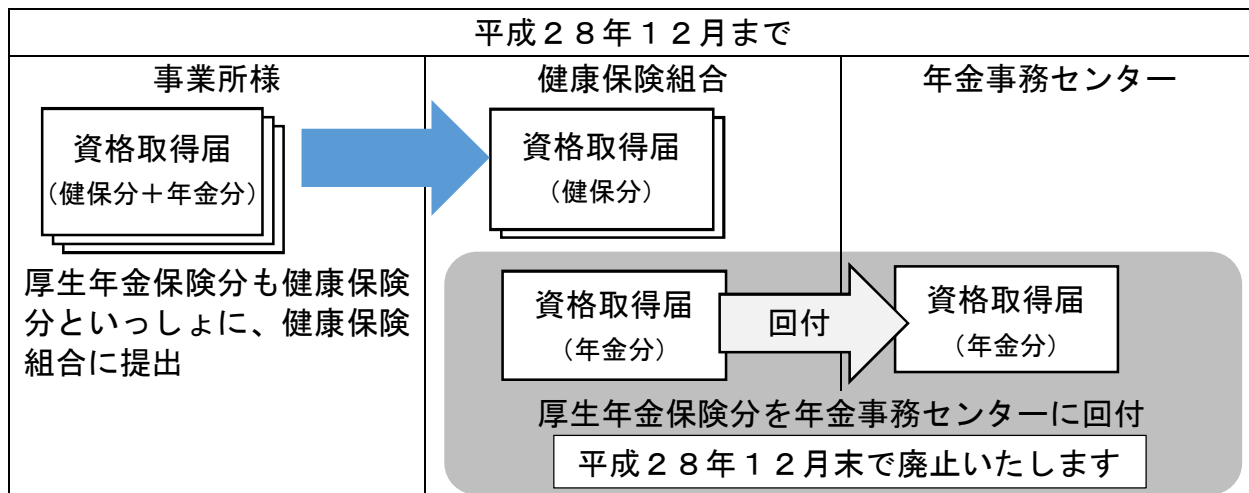


事業主様・事務ご担当者様へ お知らせ

平成 29 年 1 月から 厚生年金保険分の届書は、健康保険分と分けて直接、日本年金機構（事務センター）に提出してください。

個人番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、健康保険組合が厚生年金保険（国民年金）にかかる個人番号を取り扱うことが、番号法の規定に抵触することによるものです。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

例：被保険者資格取得届の場合



平成 28 年 10 月 25 日付で、「個人番号制度の導入に伴う届書回付事務の廃止について」として郵送でお知らせしております。また、組合ホームページにも掲載しておりますのでご覧下さい。

このことに関するお問合せは、06-6765-9212（適用課）まで

厚生年金保険（国民年金）に関する届書の提出先

下表の年金事務センターに直接提出してください。

郵便番号（大口事業所個別番号）と名称を記載するだけで各事務センターに届きます。

事業所所在地	提出先名称（事務センター）	郵便番号
大阪府・奈良県	日本年金機構 大阪広域事務センター	541-8533
京都府	〃 京都事務センター	600-8642
滋賀県	〃 滋賀事務センター	520-8515
兵庫県	〃 兵庫事務センター	651-8514
三重県	〃 三重事務センター	514-8575
愛知県	〃 愛知事務センター	460-8565
静岡県	〃 静岡事務センター	420-8777
埼玉県	〃 埼玉広域事務センター ^{※1}	330-8530
東京都	〃 東京広域事務センター ^{※2}	135-8071

※1 平成 28 年 10 月 1 日、長野事務センターと統合されました。

※2 平成 28 年 10 月 1 日、山梨事務センターと統合され、東京都内一部地域について管轄年金事務所で処理していたものも、すべて事務センターに統合されました。